

第22期第9回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年6月21日(火) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について
(諮問)

資料1

(2) 令和4年下期土石採取計画について(協議)

資料2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
(協議)

資料3

(4) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について(協議)

追加資料1-1

(4) その他



資料 1
(22期9回筑前漁調委)
(令和4年6月21日)

4水第746号

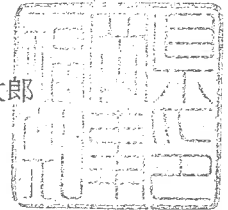
令和4年6月2日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について (諮問)

漁業法において、都道府県知事は国から定められた都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

令和4年7月1日より、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和4管理年度が始まることを受け、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

併せて、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和4年7月1日より令和4管理年度が開始される「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量を定めるもの。
- ・また、既に令和4管理年度が開始されている、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」について定められた都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、各特定水産資源の知事管理漁獲可能量を設定及び変更することについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。
※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定及び変更について】

- ・「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「くろまぐろ（小型魚）」については当初配分として国から定められた都道府県別漁獲可能量が10.8トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が前年度繰越分及び留保枠の追加、都道府県別漁獲可能量の融通により25.4トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を25.4トンに変更したい。
- ・「くろまぐろ（大型魚）」についても、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に、融通等によって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、9.1トンに変更したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理年度	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分量	
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	7/1～ 6/30	現行水準	福岡県まさば及びごまさば 知事管理区分	現行水準	漁業法第16条第1項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
くろまぐろ (小型魚)	4/1～ 3/31	(10.8トン) 25.4トン	福岡県くろまぐろ(小型魚) 知事管理区分	(10.8トン) 25.4トン	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更
くろまぐろ (大型魚)	4/1～ 3/31	(7.9トン) 9.1トン	福岡県くろまぐろ(大型魚) 知事管理区分	(7.9トン) 9.1トン	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更

※ () 内の数量は、変更前の数量

【別紙】

- ・資料1 水産庁からの都道府県別漁獲可能量に係る通知
 - ①本県に定められた令和4管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
 - ②「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知
 - ③「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知
- ・資料2 福岡県資源管理方針(抜粋)

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.41%	423
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

3水管第2330号

令和3年12月14日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和3年12月22日（水）までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9トン

4水管第523号
令和4年5月20日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	24.8トン	25.4トン
くろまぐろ(大型魚)	9.1トン	9.1トン

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日



資料 2
(22期9回筑前漁調委)
(令和4年6月21日)

4漁管第1431号
令和4年6月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和4年下期土石採取計画について (協議)

このことについて、令和4年6月8日付け4港第238号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和4年下期土石採取計画について

令和4年下期土石採取計画表

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											合計				
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 9.50	17.00 7.10	13.00 4.30	16.00 9.00	13.00 6.60	16.00 8.50	17.00 12.00								109.00 57.00	109.00 57.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.36	1.60 1.44				8.00 7.20		10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 21.00		3.73 3.73		50.59 47.59	50.59 47.59
合計	0	同意 計画	23.00 15.50	23.00 13.10	13.00 4.30	16.00 9.00	13.00 6.60	16.00 8.50	17.00 12.00	1.33 1.29	2.53 2.37	22.50 21.00	22.50 21.00		11.73 10.93		181.59 125.59	181.59 125.59

令和4年上期土石採取計画表

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											合計				
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	7.00 7.00	5.00 5.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 9.40	17.00 7.00	13.00 4.30	16.00 8.70	13.00 6.50	16.00 8.30	17.00 11.50								109.00 55.70	109.00 55.70
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.30	1.00 0.90				8.60 7.80		10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								1.12 1.12	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 21.00		2.98 2.98		50.03 47.03	50.03 47.03
合計	0	同意 計画	24.00 16.40	22.00 12.00	13.00 4.30	16.00 8.70	13.00 6.50	16.00 8.30	17.00 11.50	1.52 1.42	1.93 1.83	22.50 21.00	22.50 21.00		11.58 10.78		181.03 123.73	181.03 123.73

令和3年下期土石採取計画表

単位:万m³

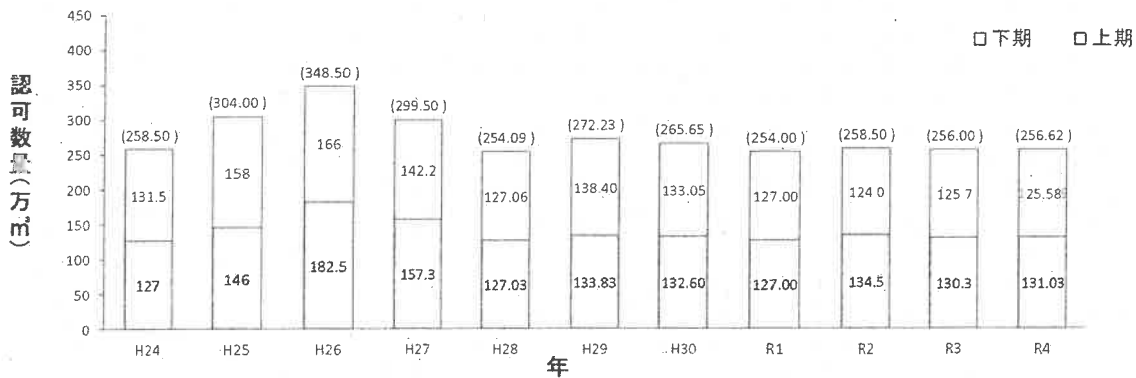
採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											合計				
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	7.00 7.00	5.00 5.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 10.20	17.00 6.90	13.00 4.10	16.00 8.70	13.00 6.40	16.00 8.80	17.00 12.60								109.00 57.70	109.00 57.70
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								7.00 6.50	3.00 2.50						10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								2.50 2.50	2.50 2.50	22.50 21.00	22.50 21.00				50.00 47.00	50.00 47.00
合計	0	同意 計画	24.00 17.20	22.00 11.90	13.00 4.10	16.00 8.70	13.00 6.40	16.00 8.80	17.00 12.60	9.50 9.00	5.50 5.00	22.50 21.00	22.50 21.00				181.00 125.70	181.00 125.70

令和3年上期土石採取計画表

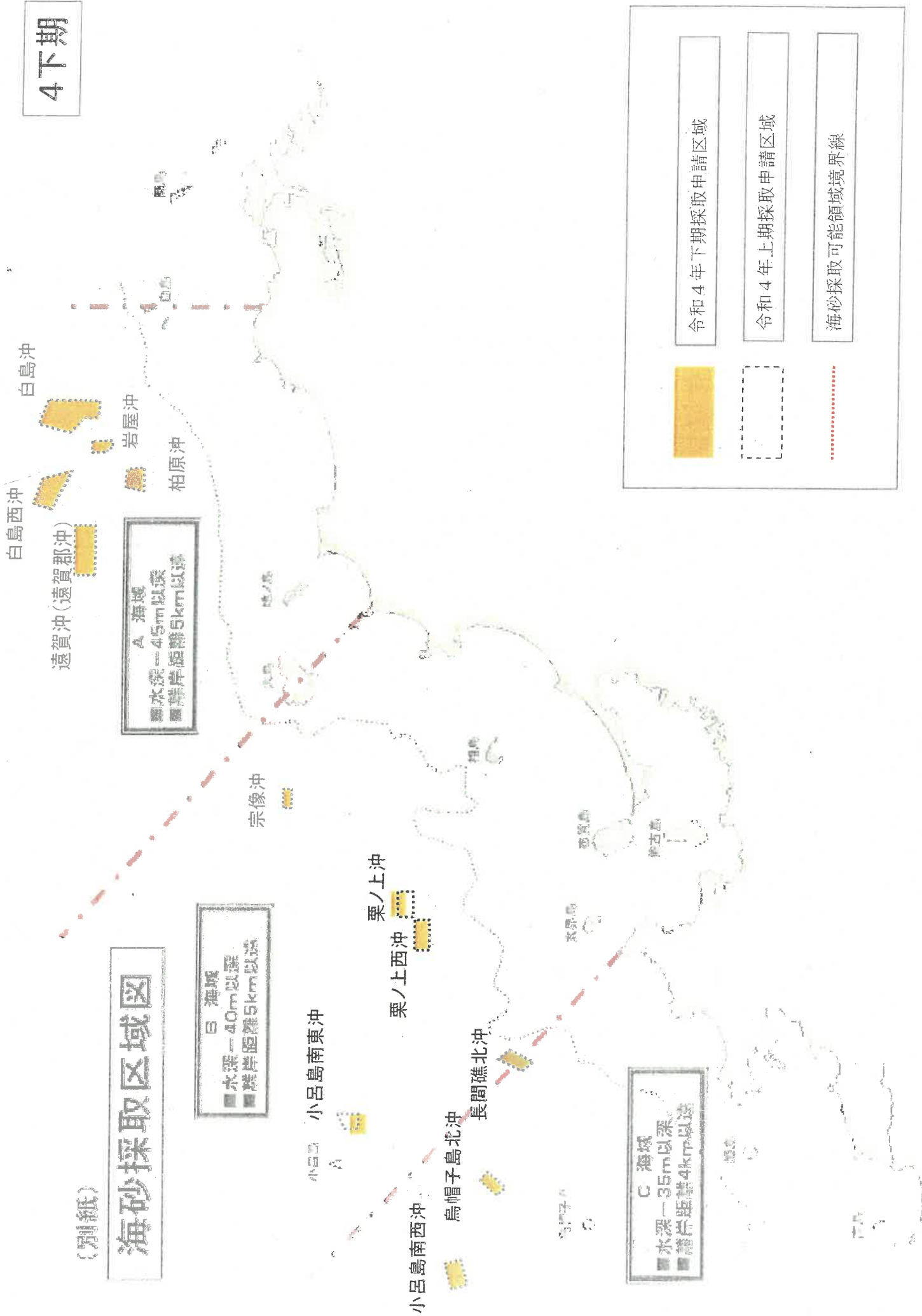
単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種 漁場外											合計				
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00													12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 11.10	17.00 7.50	13.00 4.40	16.00 10.50	13.00 6.85	16.00 9.65	17.00 12.30								109.00 62.30	109.00 62.30
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								8.00 7.20	2.00 1.80						10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								2.50 2.50	2.50 2.50	22.50 21.00	22.50 21.00				50.00 47.00	50.00 47.00
合計	0	同意 計画	23.00 17.10	23.00 13.50	13.00 4.40	16.00 10.50	13.00 6.85	16.00 9.65	17.00 12.30	10.50 9.70	4.50 4.30	22.50 21.00	22.50 21.00				181.00 130.30	181.00 130.30

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



4下期



(別紙)

海砂採取区域図

4 港 第 2 3 8 号
令和 4 年 6 月 8 日

農林水産部水産局漁業管理課長、殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)

令和 4 年下期土石採取計画について (協議)

このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第 7 条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
9	唐津湾海区砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
10	唐津湾海区砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
11	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
12	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
13	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和 4 年上期認可区域から変更あり
14	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
15	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 4 年上期認可区域から変更あり
16	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
17	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
18	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
19	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
20	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
21	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
22	北九州砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
24	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
25	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 4 年上期認可区域と同じ
26	玄洋海砂採取販売協同組合	遠賀郡沖	令和 4 年上期認可区域と同じ



県土整備部港湾課
管理係 荒倉

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題
(平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	豊前海区関連議題	有明海区関連議題
H20年	なし	なし	なし
H21年	なし	なし	なし
H22年	なし	なし	なし
H23年	なし	なし	なし
H24年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	なし	なし
H25年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	なし	なし
H26年 ～29年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし
H30年 ～R3年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題について（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項）・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

筑前海区漁業調整委員会指示第197号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁(筑共第5号共同漁業権漁場)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

(日本測地系)

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島(筑共第7号共同漁業権漁場)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

(日本測地系)

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬(筑共第4号共同漁業権漁場)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
- イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分
- ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分
- エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

(日本測地系)

- ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
- イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分
- ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分
- エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

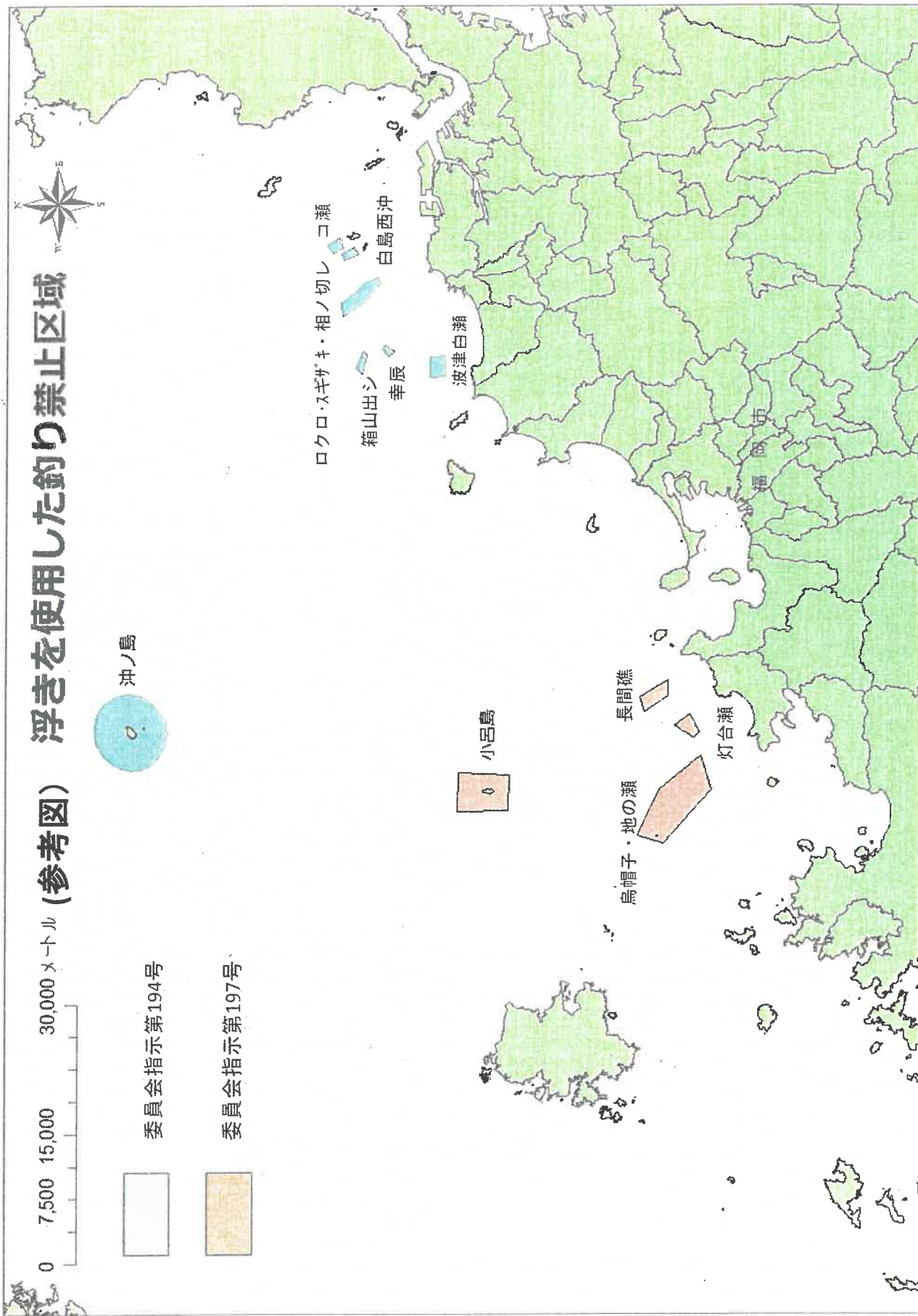
- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
- イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
- ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分
- エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分
- オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

- ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
- イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
- ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分
- エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分
- オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年9月30日まで

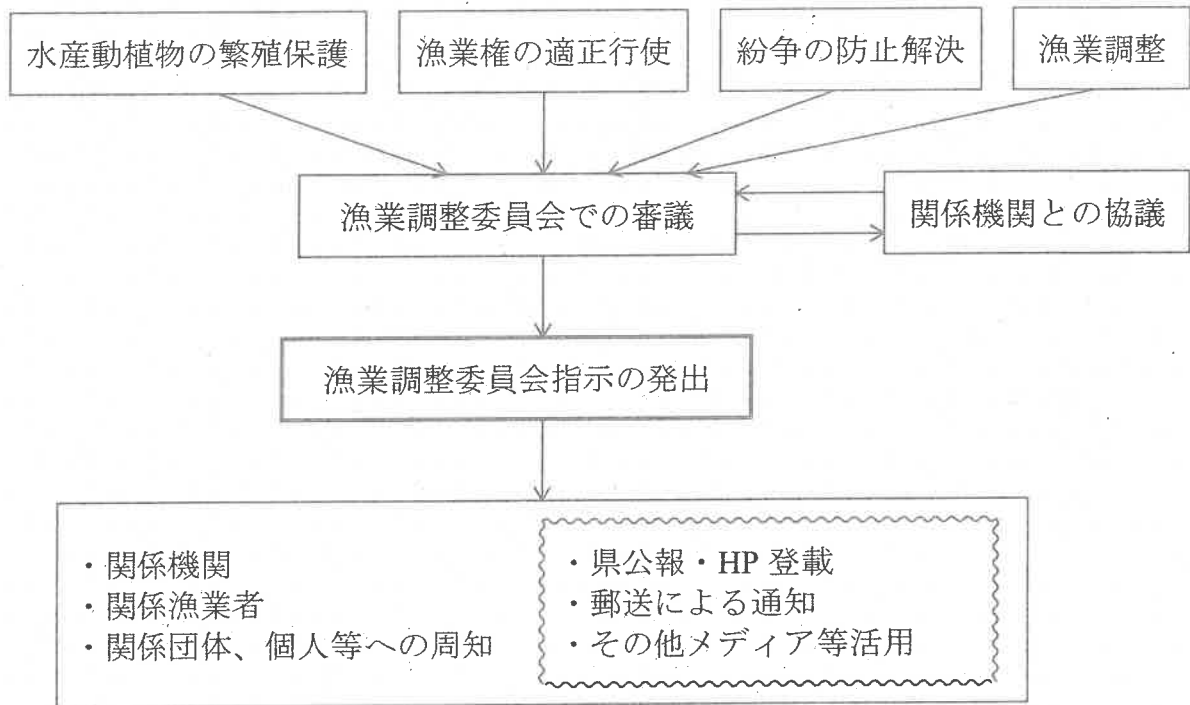


海区漁業調整委員会指示について

(漁業法120条第1項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

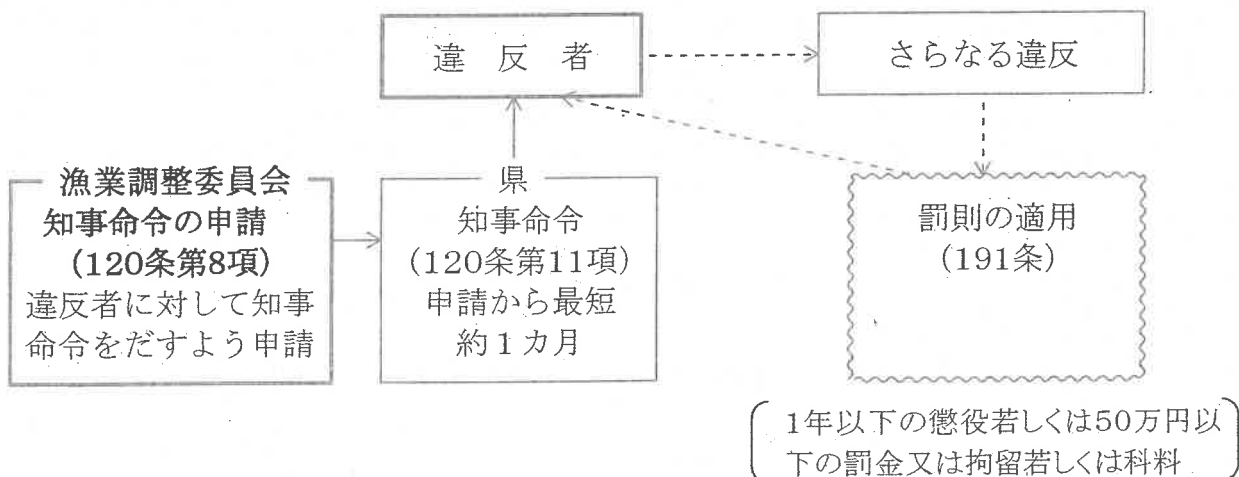
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



漁業法抜粋（漁業調整委員会指示の関連条項を抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百十条 海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（2～7略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第九十一条 第二百十条第十一項（第二百十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

